公益財団法人 ゴールドウイン西田東作スポーツ振興記念財団
2026年度助成金（2027年4月～2028年3月活動分）
助成金 募集要項

次世代育成事業（個人）

1, 趣旨・目的

ジュニアスポーツの普及・振興並びに競技力向上を図り、世界に羽ばたく次世代の人材を育成することを目的とする。

2, 助成事業・成果目標

世界大会での活躍を目指すジュニアアスリートを支援

■オリンピック及び国際大会などハイレベル大会での活躍

■ウェルビーイングと両立した競技継続

3, 助成対象種目

スキー（アルペン／クロスカントリー／SBX／モーグル／スロープスタイル／ノルディック）、スノーボード、スポーツクライミング、セーリング（ウインドサーフィン iQFOiL・Formula Kite を含む）、競泳、硬式テニス、ゴルフ

4, 助成対象者・対象年齢

〇対象となる競技者の要件

（1）ジュニアスポーツ競技者（個人）

（2）日本国籍を有する者、または日本への永住が許可されている者（競技活動の拠点地は問わない）

（3）助成申請活動開始時（2027年 4 月1日）で、中学1年生以上高校3年生以下

（4）学校・クラブ・各競技協会等所属する団体等の推薦を受けていること

●対象とならない競技者

・JSC（独立行政法人日本スポーツ振興センター）および JPSA（公益財団法人日本パラスポーツ協会）からの助成を受けている者

・プロ契約選手（競技を通じて金銭を授受している方）

・連続 4 回助成された者（4回連続助成を受けた方は、その翌年および翌々年の 2 年間はご応募をお控えください。）

5, 助成対象経費

〇原則として、競技の能力を向上させるために必要な全ての活動にかかる費用が対象

主に、大会遠征費、旅費・宿泊費、帯同コーチ・トレーナー1名分の派遣費用、競技用具・備品購入費、施設利用料など

●対象とならない経費

1. 飲食代

但し、旅行パックや宿泊費とセットになっている食事代は対象経費とする

2. プロテイン・サプリメント費用

3. 競技と関係のない用具・器具の購入費（トレーニング用のマシンなどは助成対象外）

4. 振込手数料、代引き手数料

5. その他、社会通念上助成金の使途としてふさわしくないもの

6, 助成額

1 人当たり 50 万円を上限とする

7, 選考の視点/選考基準

成果目標の達成可能性

申請理由の明確性

過去の大会での実績

将来性

8, 申請期限・スケジュール

申請期限：2026 年 12 月 10 日(木)17:00

スケジュール

2026 年 10 月 26 日(月) 募集要項を財団ホームページで開示

2026 年 11 月 2 日(月)～12 月 10 日(木) 申請受付期間

2027 年 1 月末～2 月上旬 選考委員会で選考

2027 年 2 月末 財団理事会において承認

2027 年 3 月 1 日(月) 審査結果をメールにて連絡

2027 年 3 月 2 日(火)～19日(金) 助成受給の意思確認、必要書類のアップロード

2027 年 3 月 31 日(水) 助成金振込

2027 年 4 月 1 日～2028 年 3 月 31 日 申請事業活動期間

9, 申請方法

当財団ホームページ内専用フォーム https://www.goldwin-zaidan.or.jp/grant/から必要事項を登録、必要書類は同ページ指定画面よりアップロードにて提出

10, 申請に関する必要書類

1. 身上書

2. 所属団体推薦書（推薦者要押印）

推薦書に記載する推薦者は、親族以外の第三者に依頼のこと。

団体に属さず、コーチが親族の場合は、在学している学校長に推薦書を依頼のこと

＊必要書類に不足や不備があった場合は申請が無効となります。

11, 助成金交付決定後の助成内容の変更について

助成金は申請事由に基づき選考委員会の厳正な選考を経て交付されているため、原則当初の申請計画の通りにご使用ください。

ただし、やむを得ない理由で助成内容を変更する必要が発生した場合は、事前に事務局に相談し、許可を得る必要があります。

事前のご相談なく事業の変更、中止、または廃止が発覚した場合は、当財団は助成者に対して、助成金の一部もしくは全額の返還を求めることがあります。

12. 助成金交付決定後の取消、中止、および返還

助成金の交付が決定された者が、次のいずれかに該当したとき、またはその事実が判明したときは、本財団は助成金の交付決定を取消、交付を中止し、または既に交付した一部もしくは全部の返還を求めます。

1　申請書に記載された活動を実施しなかったとき
2　助成金の支給目的に沿わない使途において使用したとき
3　申請書の内容に虚偽の記載が判明したとき
4　疾病、不慮の事故、災難などのために活動を継続する見込みがなくなったとき
5　助成対象者として適当でない事実があったとき
6　前各号のほか、理事会が適当でないと判断したとき

13, 活動終了時提出書類

提出期限　2028 年 5 月末日

対象者は、助成対象期間終了後2ヵ月以内（2028 年 5 月末日）に、以下の書類・情報　等を当財団専用ページ（URL 後日配信）にアップロードし、活動報告・領収書報告を完了させて下さい。

（アップロードや添付すべき書類・情報等は、以下参照）

■　助成金額を充当した全ての経理の領収書コピー

・領収書を受領出来ないものは、請求書、見積書等、使用内容・金額がわかるものであれば可とする。

・領収書の宛名には助成対象者名・保護者・帯同トレーナー・コーチ・介助者など使用者名を記載したものを取得すること。

・外貨の領収書を添付する場合は、外貨額、換算レート、円貨額がわかる資料（外貨両替明細、クレジット利用明細等）の画像を併せて添付すること。

■　本人が映っている活動時の写真のアップロード

■　その他活動報告

14, お問い合わせ

お問い合わせは、当財団ホームページ内の「お問い合わせ」フォームをご利用ください。
質問内容をご入力の上、ご送信ください。
ホームページ： https://www.goldwin-zaidan.or.jp/
ご質問については、当財団ホームページの「よくあるご質問」をご参照ください。
よくあるご質問： https://www.goldwin-zaidan.or.jp/faq/